■架空請求のハガキに御注意ください。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

山口県消費生活センターに「全国紛争処理相談センター」と名乗る架空の団体から「内容確認通知書」というハガキが送付されたとの相談が複数寄せられています。

「全国紛争処理相談センター」という団体は存在せず、内容も架空のものですので、絶対に相手に連絡しないでください。ハガキが届いたときは、まず消費生活センターに御相談ください。参考までに、ハガキの画像を添付します。

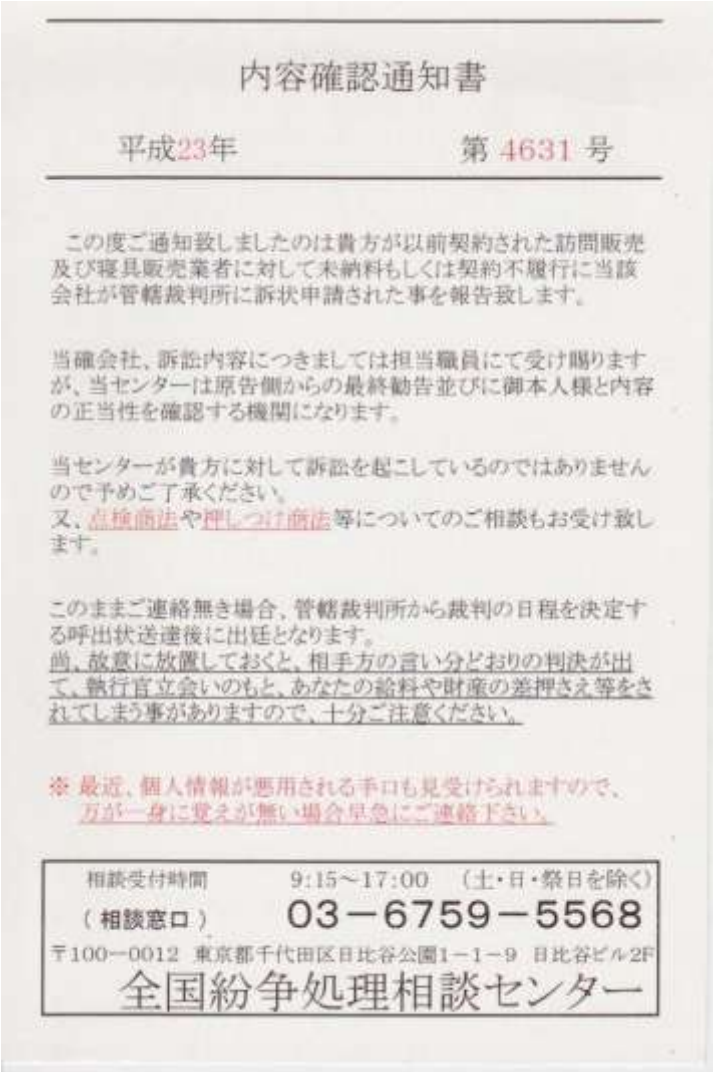

内容確認通知書

平成23年　第 4631 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売及び寝具販売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。
又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。
尚、故意に放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※ 最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

相談受付時間　9:15～17:00　（土・日・祭日を除く）
（相談窓口）　03－6759－5568
〒100－0012　東京都千代田区日比谷公園1－1－9　日比谷ビル2F
全国紛争処理相談センター

■山口県消費生活センター年末年始の閉所について■■■■■■■■■■■

年末年始は、12 月 29 日から 1 月 3 日までお休みします。

会員の皆様へ○==========

※　消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

事務局：山口県消費生活センター企画啓発班
TEL：０８３－９２４－２４２１　　FAX：０８３－９２３－３４０７
メールアドレス：yka-net@pref.yamaguchi.lg.jp
ＨＰ：http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html